

□どさんこ・子育て特典制度

市町村や商店街等が連携し、子育て世帯が買い物や施設などを利用する際に特典が受けられる制度。

□トワイライトステイ

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うもの。

<ナ行>

□乳児家庭全戸訪問事業

すべての乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供に結びつけることを通じて、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ることを目的とした、広く一般を対象とした子育て支援事業。

□乳幼児等医療給付事業

乳幼児等の疾病の早期診断と早期治療を促進し、保健及び福祉の向上を図るために市町村が実施する事業に対し、その事業費の一部を助成する事業。

□認定マーク

少子化対策を計り子育て支援など一定の基準を満たした企業や法人などが厚生労働省に認定され、そのマークを広告や商品などに付けることができるもの。国が定めたマーク（くるみん）とは別に、道独自の「北海道あつたかファミリー応援企業登録制度」のマークを設定。

<ハ行>

□配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力防止法に基づく相談窓口。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談やカウンセリング、一時保護、自立などのための情報提供等の援助。

□発達支援体制

障がいがある乳幼児など特別な支援を必要とする児童及びその家族に対して、より身近な地域で適切な支援を行う体制。

□発達障害者支援センター

発達障がい者（児）や家族への相談に応ずるとともに、関係施設等との連携により地域の支援体制整備等の活動を行う支援拠点。

□ピアカウンセリング

ピア「Peer」とは、「仲間」を意味し、同じ年代の人達が対等な立場で同じ仲間として行われるカウンセリングのこと。主に高校生、大学生の協力で実施されている。

□ひとり親家庭等医療給付事業

ひとり親家庭等の母又は父及び児童の健康の保持と福祉の増進を図るために市町村が実施する事業に対し、その事業費の一部を助成する事業。

□病児・病後児保育

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育したり、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うもの。

□ファミリー・サポート・センター

育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者等からなる会員組織。主な事業は、保育所までの送迎、保育所の保育開始前や終了後、子どもを預かること、学校の夏休みなどに子どもを預かること、保護者の病気や急用、冠婚葬祭などの場合に子どもを預かるなど。

□ファミリーホーム

養育者の住居において5～6人の複数の児童による関わりを活かしつつ、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立支援を図る。

□ブックスタート

地域の保健センターなどで行われる乳幼児検診等の機会に、すべての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す運動。

□保育サービス

保育所保育指針では、保育においては「養護」と「教育」が一体となって展開されることに留意することとされており、「保育サービス」は、「子どもの健全な育ちを支援する対人サービス（社会保障審議会少子化対策特別部会保育第一専門委員会資料より）」と言うことができる。

□放課後子ども教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て、子どもたち（主に小1～小6）に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う事業。（平成19年度から開始）

□放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

仕事などで、扈間保護者のいない子どもたち（小学校に就学している概ね10歳未満の児童）を対象に、学校の空き教室や児童館、集会所などで放課後、健全に充実した生活が送れるよう遊びの指導や生活指導、安全管理などを行う事業（いわゆる学童保育）。

□母子家庭自立支援給付金

母子家庭の母の就職の促進を図るため、教育訓練や資格取得の際に生活費等の負担軽減のため給付する。

□母子家庭等就業・自立支援センター

母子家庭の母等の自立を促進するため、就業相談、技能習得、就業情報提供に至るまでの一貫した就業支援サービスなどを提供する事業。

□母子自立支援員

母子及び寡婦福祉法に基づき道内の福祉事務所に配置。母子家庭の母等の自立に必要な情報提供、相談、職業能力の向上や求職活動等の支援を行う者。

□母子福祉センター

母子家庭等に対する低廉な金額による宿泊施設の提供や、生活や就労に関する相談事業等を行い、母子家庭等の福祉の増進を図るための総合的な活動拠点。

□ほっかいどう子育て応援宣言

職場環境の整備に向けた道内事業者の取組を推進するとともに、子育て支援を行う企業の取組を道民へアピールすることにより、社会全体で子育てを応援する気運の醸成を図ることを目的とした、道と経済団体による共同宣言。

□ほっかいどう「子育てメソッド」形成事業

家庭教育の充実等を図るため、子育てに関する学習機会の提供と読み聞かせなど、親子がふれあう乳幼児期からの読書活動を推進する事業。

□北海道若年者就職支援センター(通称「ジョブカフェ北海道」)

正規の職業に就くことを希望しているフリーター、若年無業者等を対象に、就職相談、各種セミナー、パソコンや求人情報誌による求人情報の閲覧等の就職支援サービスを総合的に提供し、若年者の就職を促進するワンストップサービスセンター。

□北海道すきやき隊

育児休業制度の導入など家庭と仕事の両立に資する職場環境の整備や地域における子育て支援活動の応援などに取り組む企業、団体などによる全道規模の組織で、平成18年10月に結成。

□北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例

道民一人ひとりがしっかりとした防犯意識を持ち、行政、事業者及び関係団体と協働し、犯罪防止のための自主的な活動に取り組むとともに、地域の生活環境を犯罪が発生しにくいものへと改善し、だれもが安心して暮らし、活動することのできる地域社会の構築をめざす条例。

□北海道福祉のまちづくり条例

障がいのある方やお年寄りなどをはじめすべての道民が、日常生活等における様々な障壁が取り除かれることにより、等しく社会参加の機会を有することができるとともに、自立した生活を送ることができる地域社会づくりをめざし、平成9年10月に制定した条例。

□北海道若者サポートステーション

若年無業者等を対象に、個人相談を行うほか、若年無業者同士の交流活動等を通じた社会適応支援を行うもの。

<ヤ行>

□夜間保育

開所時間が概ね午前11時頃から午後10時頃までの11時間の保育を行うもの。

□養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育を確保することを目的とした事業。

□養育者支援保健・医療連携システム

医療機関での出産前後の健診、子どもや養育者の疾患等による受診等や地域保健機関での家庭訪問・健診等を通して、支援が必要な家庭について、連絡票等を活用し、医療機関と地域保健機関の連携により、支援を必要としている家庭を積極的に把握し早期に適切な支援に結びつける体制。

□「幼児教育すこやかプラン」

本道における幼児教育に携わる機関等がそれぞれの役割を發揮しながら、その成果を相乗的に高めていくことができるよう国の幼児教育振興アクションプログラムの趣旨を踏まえ、策定したプログラム。

□幼稚園における預かり保育

地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後に希望する者を対象に行う教育活動であり、地域の子育て支援活動として定着。

□要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき市町村に設置される、地域の保健、医療、福祉、教育、警察等の分野の関係する機関（病院、学校、保健所、児童相談所等）及び関係団体（NPO、ボランティア等）などが連携・協力し、被虐待児など要保護児童やその保護者等に関する情報交換や支援内容の協議を行うためのネットワーク。